

令和6年度 随意契約一覧表(児童部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	子育て政策室	吹田市地域子育て支援拠点事業【一般型(5日型)】	乳幼児及びその保護者が交流を行う場所を開設し、子育てに関する相談、情報提供その他の援助を行う業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	吹田市山田西1丁目26番27号 社会福祉法人 こぼと会	8,639,000円	本事業の委託先は、社会福祉法の規定により事業の開始届を提出した事業者に限られており、そのうち当該事業者については、本事業を確実に履行できる施設・能力を有することを事前協議により確認し、また、これまでも本事業を適正に実施した実績を有するため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】7及び(2)ウに該当)
2	子育て政策室	吹田市地域子育て支援拠点事業【一般型(5日型)】	乳幼児及びその保護者が交流を行う場所を開設し、子育てに関する相談、情報提供その他の援助を行う業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	吹田市佐井寺南ヶ丘3番5号 社会福祉法人 大阪アカンヤ福祉会	8,639,000円	本事業の委託先は、社会福祉法の規定により事業の開始届を提出した事業者に限られており、そのうち当該事業者については、本事業を確実に履行できる施設・能力を有することを事前協議により確認し、また、これまでも本事業を適正に実施した実績を有するため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】7及び(2)ウに該当)
3	子育て政策室	吹田市地域子育て支援拠点事業【一般型(3～4日型)】	乳幼児及びその保護者が交流を行う場所を開設し、子育てに関する相談、情報提供その他の援助を行う業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	吹田市津雲台4丁目9番1号 社会福祉法人 愛の国	4,392,000円	本事業の委託先は、社会福祉法の規定により事業の開始届を提出した事業者に限られており、そのうち当該事業者については、本事業を確実に履行できる施設・能力を有することを事前協議により確認し、また、これまでも本事業を適正に実施した実績を有するため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】7及び(2)ウに該当)
4	子育て政策室	吹田市地域子育て支援拠点事業【一般型(3～4日型)】	乳幼児及びその保護者が交流を行う場所を開設し、子育てに関する相談、情報提供その他の援助を行う業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	摂津市千里丘3丁目16番7号 社会福祉法人 成光苑	4,392,000円	本事業の委託先は、社会福祉法の規定により事業の開始届を提出した事業者に限られており、そのうち当該事業者については、本事業を確実に履行できる施設・能力を有することを事前協議により確認し、また、これまでも本事業を適正に実施した実績を有するため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】7及び(2)ウに該当)

5	子育て政策室	吹田市立各児童会館安全対策業務	児童会館の安全管理と円滑な運営を目的とした安全管理員の配置(千里丘児童会館他10館)	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	吹田市千里山松が丘26番23号 公益社団法人 吹田市シルバー人材センター	単価契約 それぞれ1日につき 全日108,424円 前期半日60,989円 後期半日54,212円 執行予定総額 28,129,299円	吹田市立各児童会館の安全管理と円滑な運営を目的に、来館者に対する対応、児童の不測の事故に対する緊急かつ臨機応変な処置を任務とする業務委託に当たり、他室課において、同業務を良好に遂行してきた実績があり、高齢者の雇用促進につながる公益社団法人吹田市シルバー人材センターと随意契約を締結するものです。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第3号に該当)
6	子育て政策室	吹田市保育幼稚園室業務改善実施支援業務	保育幼稚園室業務改善方針に則り実施する業務改善の伴走支援	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪府大阪市中央区今橋四丁目1番1号 有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所	11,484,000円	慢性的な超過勤務が課題となっている保育幼稚園室について、令和4年度から業務プロセス可視化等を行うため、プロポーザル方式にて、「有限責任監査法人トーマツ大阪事務所」を選定し、委託契約を行い、業務プロセス調査・現状分析・業務改善方針作成等の支援を受けてきました。本業務は、その結果を反映し、令和5年度に策定した保育幼稚園室業務改善方針に則り実施する業務改善の伴走支援となるため、既に締結されている別の契約の業務と密接な関連性を有する業務を内容とする契約となります。また、これまで実施してきた業務プロセス可視化等業務を実施した事業者であれば保育幼稚園室の業務内容、業務フロー、組織構成と担当業務などを改めて把握する時間や業務量が不要であり、それに対応する本市職員の時間や業務量も不要になると考えられるため、経費面でも有利であり、かつ効率的であります。 (吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第6号【物品・委託役務関係業務】【測量・建設コンサルタント等業務】(2)既に締結されている別の契約の業務と密接な関連性を有する業務を内容とする契約で、当該別の契約の受注者に履行させる方がより効率的であり、経費面で有利なものであるとき。に該当)
7	子育て給付課	児童給付システム運用保守業務	児童給付システム運用保守	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	岡山県岡山市南区豊成二丁目7番16号 株式会社 両備システムズ	3,894,000円	児童給付システム運用保守業務は、本システムの開発業者であり、本システムに精通している株式会社両備システムズでないと、業務の性質上、他者による保守ができないため。 【吹田市随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号の(1)物品・委託役務関係業務 (カ)特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当】

8	保育幼稚園室	吹田市病児・病後児保育事業	病児・病後児保育室シックキッズにおいて行う病児・病後児保育事業	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	吹田市藤白台4丁目33番 12号 医療法人えちごくクリニック	単価契約 1月につき 1,987,700円 1日7人受入れのとき 22,660円 他3項目 執行予定総額 26,470,150円	国の病児・病後児保育事業実施要綱の要件を満たし、 児童の病態の変化に適切に対応するため「健康管理医 師」を配置させて、病児・病後児保育事業を実施できる事 業者であり、吹田市病児・病後児保育事業実施要領にお いて、実施施設として規定されているため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号1(1)) 【物品・委託役務関係業務】アに該当)
9	保育幼稚園室	吹田市病児・病後児保育事業	病児・病後児保育室江坂キッズにおいて行う病児・病後児保育事業	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	吹田市垂水町3丁目22番 1号 特定医療法人ダイワ会 大和病院	単価契約 1月につき 1,987,700円 1日7人受入れのとき 22,660円 他3項目 執行予定総額 26,345,730円	国の病児・病後児保育事業実施要綱の要件を満たし、 児童の病態の変化に適切に対応するため「健康管理医 師」を配置させて、病児・病後児保育事業を実施できる事 業者であり、吹田市病児・病後児保育事業実施要領にお いて、実施施設として規定されているため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号1(1)) 【物品・委託役務関係業務】アに該当)
10	保育幼稚園室	吹田市病児・病後児保育事業	病児・病後児保育室ひろあキッズにおいて行う病児・病後児保育事業	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	吹田市津雲台5丁目17番 46号 医療法人路傍の森	単価契約 1月につき 1,987,700円 1日7人受入れのとき 22,660円 他3項目 執行予定総額 23,932,610円	国の病児・病後児保育事業実施要綱の要件を満たし、 児童の病態の変化に適切に対応するため「健康管理医 師」を配置させて、病児・病後児保育事業を実施できる事 業者であり、吹田市病児・病後児保育事業実施要領にお いて、実施施設として規定されているため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号1(1)) 【物品・委託役務関係業務】アに該当)
11	保育幼稚園室	吹田市病児・病後児保育事業	病児・病後児保育室吹田けんとキッズにおいて行う病児・病後児保育事業	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	東京都品川区東品川一 丁目3番10号 アートチャイルドケア株式 会社	単価契約 1月につき 1,987,700円 1日7人受入れのとき 22,660円 他3項目 執行予定総額 23,826,930円	国の病児・病後児保育事業実施要綱の要件を満たし、 児童の病態の変化に適切に対応するため「健康管理医 師」を配置させて、病児・病後児保育事業を実施できる事 業者であり、吹田市病児・病後児保育事業実施要領にお いて、実施施設として規定されているため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号1(1)) 【物品・委託役務関係業務】アに該当)

12	保育幼稚園室	吹田市病児・病後児保育事業	病児・病後児保育室ぶろっこりーにおいて行う病児・病後児保育事業	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	吹田市津雲台1丁目1番4号 医療法人こどもクリニック北	単価契約 1月につき 1,894,200円 1日7人受入れのとき 22,660円 他3項目 執行予定総額 25,348,150円	国の病児・病後児保育事業実施要綱の要件を満たし、児童の病態の変化に適切に対応するため「健康管理医師」を配置させて、病児・病後児保育事業を実施できる事業者であり、吹田市病児・病後児保育事業実施要領において、実施施設として規定されているため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号1(1)【物品・委託役務関係業務】アに該当)
13	保育幼稚園室	吹田市教育・保育施設運営支援システム保守業務	吹田市教育・保育施設運営支援システム運用・保守契約	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	岡山県岡山市南区豊成2丁目7番16号 (株)両備システムズ	9,042,000円	吹田市教育・保育施設運営支援システムは当該業者が作成しており、著作権を有する者又は運用上、開発と密接な知識を有する者と締結する情報システムの運用・保守業務に当たり、当該業者でなければ役務を提供することができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
14	保育幼稚園室	吹田市子ども・子育て支援システム運用保守業務	吹田市子ども・子育て支援システムの運用・保守に係る業務	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪府大阪市中央区城見2丁目2番6号 富士通Japan株式会社 関西公共第二ビジネス部	10,654,358円	吹田市子ども・子育て支援システムは契約の相手方が保有するシステムのパッケージに本市が求める機能を適用させて開発したシステムであり、本システムの運用に当たっては、契約の相手方がその知識を前提として行うことになるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号【物品・委託役務関係業務】カ「特定の者でなければ役務を提供することができないとき」に該当)
15	保育幼稚園室	保育施設利用等電子申込システム利用及び運用保守業務	保育施設利用等電子申込システムの利用及び運用保守に係る業務	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号 株式会社 南大阪電子計算センター	3,053,380円	本業務は、本市の委任に基づき大阪市町村スマートシティ推進連絡会議が事業者選定した後、当該選定された事業者と本市との間で契約を行うため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号【物品・委託役務関係業務】カ「特定の者でなければ役務を提供することができないとき」に該当)
16	保育幼稚園室	吹田市立認定こども園給食調理業務	吹田市立認定こども園での給食、おやつ調理・提供	令和6年4月1日から令和6年5月31日まで (令和6年4月1日)	愛知県小牧市高根1丁目200番地 (株)アイコーメディカル	27,985,122円	令第167条の2第1項第2号(不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。)に該当し、随意契約ガイドラインの「(2)競争が成り立たない契約をするとき。キ その他 ②入札等の準備のために年度当初の当該入札等に必要と認められる期間について前年度の契約の相手方と契約する場合」に該当するため。

17	すこやか親子室	吹田市 6 歳臼歯健康診査業務	6歳臼歯健康診査業務の委託	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市歯科医師会	単価契約 6歳臼歯健康診査 1件につき 3,795円(税込) 執行予定総額 7,969,500円	市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別健診方式として市内歯科医療機関で6歳臼歯健康診査業務を実施するため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)
18	すこやか親子室	吹田市妊婦・産婦歯科健康診査業務	妊婦・産婦歯科健康診査業務の委託	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市歯科医師会	単価契約 妊婦歯科健康診査 産婦歯科健康診査 1件につき 5,439円(税込) 執行予定総額 13,815,060円	市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別健診方式として市内歯科医療機関で妊婦・産婦歯科健康診査業務を実施するため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)
19	すこやか親子室	1 歳 6 か月児健康診査及び 3 歳児健康診査業務 (個別健診)	1 歳 6 か月児健康診査及び 3 歳児健康診査業務 (個別健診) の委託	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市医師会	単価契約 1歳6か月児健康診査 3歳児健康診査 1件につき 6,644円(税込) 執行予定総額 23,785,520円	市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別健診方式として市内医療機関で1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査業務を実施するため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)
20	すこやか親子室	4 か月児健康診査業務	4か月児健康診査業務の委託	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市医師会	単価契約 4か月児健康診査 1件につき 6,644円(税込) 執行予定総額 19,400,480円	市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別健診方式として市内医療機関で4か月児健康診査業務を実施するため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)
21	すこやか親子室	妊婦・産婦・新生児聴覚・ 乳児一般(1か月児)・乳 児後期健康診査業務及び審 査事務業務	妊婦・産婦・新生児聴 覚・乳児一般(1か月 児)・乳児後期健康診査 業務及び審査事務業務の 委託	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪市天王寺区上本町 2丁目1番22号 (一社)大阪府医師会	単価契約 乳児一般健診 乳児後期健診 1件につき 6,925円(税込) 他13項目 執行予定総額 389,539,490円	市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別健診方式として府内医療機関で妊婦・産婦・乳児一般(1か月児)・乳児後期健康診査業務を実施するため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)

22	すこやか親子室	吹田市訪問指導業務	訪問指導業務の委託	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪市天王寺区細工谷 1丁目1番5号 (一社) 大阪府助産師 会	単価契約 訪問指導 (産婦及び乳幼児) 1件につき 6,926円(税込) 他2項目 執行予定総額 16,929,731円	生後4か月までの乳児及びその母親に対して、助産師による訪問指導を行うに当たり、年間2,000件を超える訪問を確実にかつ適切に実施できる能力を有しているため契約したものです。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)
23	すこやか親子室	吹田市助産師継続訪問指導業務	助産師継続訪問指導業務の委託	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪市天王寺区細工谷 1丁目1番5号 (一社) 大阪府助産師 会	単価契約 訪問指導(妊婦) 1件につき 3,463円(税込) 他4項目 執行予定総額 8,587,306円	出産直前から生後4か月までの乳児及びその母親に対して、助産師による訪問指導を行うに当たり、年間1,000件を超える訪問を確実にかつ適切に実施できる能力を有しているため契約したものです。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)
24	すこやか親子室	すいた助産師相談窓口業務	助産師による相談支援業務やそれに伴う事務処理業務の委託	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪市天王寺区細工谷 1丁目1番5号 (一社) 大阪府助産師 会	22,588,308円	専門的立場からの指導を必要とする助産師による相談支援の実施が可能で、また十分な助産師の人員の確保ができる能力を有するため契約したものです。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)
25	こども発達支援センター	吹田市発達支援研究業務	発達に課題のある児童とその保護者に対する支援に係る研究業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	吹田市山田丘北2番2号 国立大学法人大阪大学 大学院大阪大学・金沢大学・ 浜松医科大学・千葉大学・福井大学連 合小児発達学研究所	15,000,000円	大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所の5大学は、子どものこころの問題を科学的視点によって解決することを目的として、子どものこころの分子統御機構研究センターを運営し、連携協力を行っている。 研究から得られる高度な専門的知見を有し、本市に居住する発達に課題のある児童とその保護者への支援を行う意欲を示している組織は、同センターの他に存在しないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)契約の相手方が特定されるとき。【物品・委託契約関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当)

※5月分については、対象案件はありません。

6月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	子育て給付課	児童給付システム改修業務 (制度改正対応)	児童給付システム改修業務 (制度改正対応)	令和6年6月1日から 令和6年12月31日まで (令和6年6月1日)	岡山県岡山市南区豊成 2丁目7番16号 (株)両備システムズ	3,102,000円	制度改正対応に伴う児童給付システム改修業務は、本システムの開発業者であり、本システムに精通している株式会社両備システムズでないと、業務の性質上、他者では改修ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号の(1)物品・委託役務関係業務 (カ)特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当)